

## オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正の概要

### 1. 改正の趣旨

オーストラリアのタスマニアには我が国未発生の害虫で、生果実を害するコドリンガが発生しているため、その寄主植物となるりんご、さくらんぼ等の生果実の輸入は、植物防疫法第7条第1項第1号の規定に基づき禁止されている。

しかし、オーストラリアのタスマニア産のさくらんぼの生果実に関しては、臭化メチルくん蒸処理等によりコドリンガの我が国への侵入を防止する植物検疫措置が確立されたことから、平成17年にそれらの措置を条件に輸入が認められたところである。

その後、オーストラリア側から、さくらんぼの生果実にコドリンガが寄生するのは極めてまれであることから、コドリンガの発生密度の低い園地において生産し、さくらんぼの生果実にコドリンガの付着がないことを複数回検査する新たな措置の提案があった。

オーストラリア側から提出された資料を検討したところ、オーストラリア側で実施されたコドリンガの寄生性に関する調査の結果から、さくらんぼ園地におけるコドリンガの1週間当たりのトラップ誘殺虫の平均が7頭以下の状況では、コドリンガのさくらんぼへの寄生は起こらないこと、このような園地の生果実について、コドリンガの付着がないことを2回検査することにより臭化メチルくん蒸による植物検疫措置と同等の効果があることが確認できた。

このため、農林水産大臣が定める基準を改正し、オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実について、現在既に認められている臭化メチルくん蒸等による植物検疫措置に加え、トラップ調査、生果実調査、輸出検査を組み合わせた植物検疫措置を新たに追加することとする。

### 2. 改正の概要

平成17年3月10日農林水産省告示第451号（オーストラリアのタスマニアから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）を改正し、オーストラリア植物防疫機関がコドリンガの発生をトラップ調査によってモニタリングし、1週間での1トラップ当たりの平均誘殺虫数が7頭以下の園地の生果実であって、生果実調査及び輸出検査においてコドリンガの寄生がないさくらんぼの生果実の輸出を認めることとする。また、国名の表記を植物防疫法施行規則別表の表記に合わせて改める。